

① 在宅サービス

① 生活の支援

レスキューヘルパー（高齢者等緊急訪問介護）

内 容 急病やけがの際などに1週あたり4時間まで、最長2週間、ヘルパーを派遣し、身体介護（通院介助*、入浴介助、排せつ介助など）、家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物など）を行います。サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

*病院内での介助は原則除きます。

対 象 ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などに属するおおむね65歳以上の市民で、ご本人や介護者の急病、けがなどにより一時的に支援が必要な方（介護保険の訪問介護などのサービスを利用している方、利用できる方は除きます。）

費 用 30分につき250円（生活保護世帯の方は利用料免除、市民税非課税世帯の方は利用料1/2に減額）

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

会食型食事サービス

内 容 市内の3施設で、高齢者を主な対象とした地域開放型のレストランを開設し、食事や喫茶などを用意しています。

※ご利用にあたっては、事前に各施設にお問い合わせください。

対 象 市内の高齢者など

場 所

- ◆ 特別養護老人ホーム親の家 八幡町3-4-18 ☎ 55-0507
- ◆ 特別養護老人ホームさくらえん 桜堤2-8-31 ☎ 51-5550
- ◆ 吉祥寺ホーム 吉祥寺北町2-9-2 ☎ 20-0800

費 用 それぞれのメニューの料金

問い合わせ それぞれのサービス提供施設（上記）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

外出困難高齢者訪問理容・美容サービス

内 容 理容店・美容店に依頼して、自宅で年5回まで調髪を受けられます。

対 象 次のいずれにも該当する方

- ① 65歳以上の市民（介護保険施設等に入所している方を除く）
- ② 要介護3、4、5のいずれかであること
- ③ 常時ベッドで寝ている状態またはそれに準じた状態で外出が著しく困難であり、理容店・美容店に行けない方

費 用 無料

問い合わせ 武蔵野市民社会福祉協議会 ☎ 23-0701

寝具乾燥及び消毒サービス

内 容 ご自宅を訪問し、寝具を回収（1人4点まで）、乾燥・消毒後、当日中にお返しします。毎月1回行います。

対 象 次のいずれにも該当する方
①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民
②要支援・要介護認定を受けている方
③心身の状況により布団の干せない方

費 用 無料

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

ふれあい訪問収集（ごみ出し困難者）

内 容 ひとり暮らしの高齢者や、身体に障害のある方などの世帯など、ごみを出すことが困難な方を対象に玄関からごみ置き場までのごみ出し支援と声かけを行う、ふれあい訪問収集を実施しています。

対 象 次のいずれかに該当する方
①65歳以上かつ、要支援2以上の者のみの世帯で、ごみを出すことが困難な世帯
②身体障害者手帳1・2級のみ世帯で、ごみを出すことが困難な世帯
そのほか、①②と同等の状況にある世帯と考えられる場合は、ご相談ください。

収集方法 毎週月曜日から金曜日まで曜日別収集（一般家庭ごみ収集日と同じ）

申込方法 担当のケアマネジャー・ケースワーカーがいる場合は、ご相談のうえ、ごみ総合対策課へご連絡ください。書類審査、訪問調査により決定します。

問い合わせ 環境部 ごみ総合対策課 ☎ 60-1802

在宅高齢者訪問歯科健診

内 容 通院が困難な在宅の方に、歯科医師が訪問の上、歯科相談や指導を行います。
※健診後、診療が必要な場合、本事業とは別に、訪問診療（保険診療）がご利用いただけます。

対 象 おおむね65歳以上の市民で、在宅にて常時ベッドで寝ている状態または認知症などのため、通院困難な事情のある方

費 用 無料

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

② 見守り・もしもの時のそなえ

高齢者安心コール

内 容 市内でひとり暮らし（※）をしている高齢者の方に、専門職が毎週お電話をしてお体や暮らしに変わったこと・困ったことがないか、お伺いします。また、必要に応じて、あらかじめご登録いただいた緊急連絡先への連絡などを行います。サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

利用日時 毎週1回、決まった曜日・時間帯にお電話します。

対 象 次のいずれにも該当する方（ただし、生活保護世帯の方は除く）

①65歳以上の市民

②ひとり暮らし（※）

※世帯の状況から、ひとり暮らし相当とみなす場合を含みます。

費 用 月額500円

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）

高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

高齢者見守りライト 6月頃開始予定

内 容 通信機器を有したLED電球（ハローライト）を使用して、ひとり暮らしの高齢者の方の見守りを支援します。24時間、ライトの点灯または消灯の動きがない場合、事前に登録したご家族等（最大4名まで登録可）にメールでお知らせします。通知先の方がすぐに高齢者宅を訪問できない場合は、依頼に応じて委託事業者のスタッフが代理訪問します。ご利用には通知先となる方が必要です。

対 象 次のいずれにも該当する方

①75歳以上の市民

②ひとり暮らし（※）

※世帯の状況から、ひとり暮らし相当とみなす場合を含みます。

③市民税非課税世帯に属すること

費 用 設置した月から12か月間無料

※13か月目以降も利用を継続する場合は、事業者と直接契約する必要があります。

その場合、月額1,738円(税込み 令和8年3月現在)の自己負担となります。

問い合わせ 高齢者支援課 相談支援係 ☎60-1846

認知症高齢者見守り支援ヘルパー

内 容

日常生活を営むのに支障がある認知症高齢者に対して、週4回まで、1週あたり最長4時間を限度に見守り、話し相手、散歩の付き添い等の支援を行います（原則として介護保険給付対象のサービス（身体介護、家事援助）は行いません）。サービスを希望される方には在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

対 象

次のいずれにも該当する方

- ①おおむね65歳以上の市民
- ②認知症の症状を有している
- ③利用にあたって身体介護を必要としない

費 用

1時間あたり500円（生活保護世帯の方は利用料免除）

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

緊急通報装置（火災センサー）の貸与

内 容

自宅に専用通報器を設置しペンダント式押しボタンを貸与します。緊急時にボタンを押すと受信センターの担当者が電話にてご利用者の状況を確認のうえ、必要に応じて、救急車および専門訓練を受けた緊急出動員が駆けつけます。サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

※利用者の状況により、火災センサーの併設も可能です。煙や熱が発生し火災警報器が作動した場合、受信センターに自動的に通報され、必要に応じて、消防へ通報等を行います。対象は下記と異なります。

対 象

次のいずれにも該当する方

- ①ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に属する65歳以上の市民
- ②慢性疾患（心疾患、ぜん息の発作など）等のため日常生活を営む上で注意を要する方

費 用

月額205円（緊急通報装置のみ）、月額286円（火災センサー併設）
市民税非課税世帯の方は利用料免除

問い合わせ

各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

はいかい高齢者探索サービス

内 容 認知症等によりはいかい行動のみられる高齢者、介護保険の第2号被保険者およびその介護者などに専用端末機を貸与します。はいかい時に位置情報を探索することができるほか、事業者に保護を依頼することもできます。サービスを希望する方には、在宅介護・地域包括支援センターの地区担当職員による訪問調査を行い、その結果に基づき利用を決定します。

対 象 認知症等によりはいかい行動のみられるおおむね65歳以上の市民及び介護保険の第2号被保険者並びにその介護者

費 用 月額500円（保護にかかる実費などについては自己負担となります）
* 事業者に保護を依頼した場合、1時間につき10,000円（税別）をお支払いいただきます（1回の保護について5,000円を市が補助します）。

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

ただいまシール（高齢者等見守りシール）

内 容 服やかばんなどの持ち物に貼ることができる見守りシール（48枚）を配布します。緊急時にはシールに記載されている番号に連絡することで、緊急連絡先と直接連絡を取ることができます。ご利用には緊急連絡先となる方が必要です。

対 象 65歳以上の市民で認知症等により行方不明となる可能性があるまたはひとりでの外出に不安がある方

費 用 無料

問い合わせ 高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

エンディング（終活）支援

内 容 ①エンディング相談支援
これからの人生を考え、今をよりよく前向きに生きることを支援するために、エンディング（終活）に関する相談を承ります。葬儀や家財整理などの生前契約をご希望の方には、必要に応じて福祉公社をご案内します。

②エンディング支援事業出前講座

「終活」に、興味・関心を持っていただき、実際に始めるきっかけにさせていただくために、出前講座を実施します。講座では、終活の目的、エンディングノート記入のポイントについてご説明します（1時間～1時間30分程度、応相談）。

対 象 おおむね65歳以上の市民

*②は5名以上で会場をご用意のうえ実施希望日の3週間前までにお申し込みください。

問い合わせ 高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

入退院・没後サポート事業（福祉公社）

内 容

独居もしくは身近に頼れる親族のいない高齢者等が、安心して在宅生活を継続するために、必要なサービスを提供します。定期的なソーシャルワーカーによる訪問、入退院の支援、没後支援等を行います。

利用条件

①市内在住 ②75歳以上の高齢者等 ③都内に3親等以内の親族が不在、身近に支援ができる親族がない方 ④金融資産を概ね300万円以上所有している方 ⑤事業内容を理解でき、本事業の契約内容について公正証書を作成することが可能な方

○基本サービス

入退院サポート 月額20,000円	①入退院時支援 ②医療・福祉サービス利用支援 ③生活支援 ④3か月に1回の定期訪問、月1回の 電話連絡、随時電話等による相談等
----------------------	---

※上記サービス①～③は年間24回（24時間）は月額利用料に含む。24回（24時間）を超えた場合は1時間3,500円（税別）の料金が必要になります。

○オプションサービス

没後サポート ※別途「死後事務委任契約」が必要	預託金による火葬、納骨、家財整理、医療費・施設利用料等の支払い、行政官庁への手続き等
----------------------------	--

※登録料として初回28,000円が必要になります。

※公正証書作成費用はご自身での負担です。

※「入退院サポート」「没後サポート」は預託金が必要になります。

※消費税別

問い合わせ

権利擁護センター ☎ 66-2987

③ 権利擁護

権利擁護事業（福祉公社）

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分になった時、ご本人ひとりでは生活を維持することが難しくなります。福祉公社では、成年後見制度の相談や成年後見人等の受任、東京都社会福祉協議会から受託した地域福祉権利擁護事業を活用し、皆様の生活を支援します。

1. 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分となり、ご自分で安定した生活を送ることや財産を管理することが困難となった方を、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、支援する制度です。本人の判断能力の程度に応じ、成年後見人、保佐人、補助人が選任され、本人の意思を尊重しながら財産管理、身上保護を行います。

武蔵野市福祉公社は、法人として多くの成年後見人等を受任しているほか、市の成年後見制度推進機関として、市民の方が安心して成年後見制度を利用できるよう制度の推進に努めています。

また、市では令和2年3月に策定した「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、令和2年4月に成年後見制度利用促進に係る中核機関として、「武蔵野市成年後見利用支援センター」を新たに設置しました。成年後見利用支援センターは、成年後見制度の総合相談や普及・啓発に関する事業を実施いたします。

問い合わせ

権利擁護センター

☎ 66-2987

成年後見利用支援センター

☎ 66-2332

2. 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

地域福祉権利擁護事業は、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを適切に選択・利用することが難しい方のご自宅に、生活支援員が定期的に訪問し、自立した日常生活を送るお手伝いをする事業です。福祉サービスの利用援助を基本に、日常的な金銭管理、書類等の預かりを行います。

本人が事業の利用を希望し、武蔵野市福祉公社と契約を交わすことができる方が対象となります。

問い合わせ

権利擁護センター

☎ 66-2987

老いじたく講座（福祉公社）

内 容	「老いじたくの基礎知識」「成年後見制度について」「エンディングノートの書き方」の3種類の講座を開催します。
日 時	月に2回定期的に開催します。 毎月市報に掲載されます。
場 所	福祉公社、高齢者総合センター等で行います。
問い合わせ	権利擁護センター ☎ 66-2987 ※5名様以上のグループを対象に、1時間半程度の出張講座に伺います。 事前に権利擁護センターにお電話にてご相談ください。

④ 家族介護支援

家族介護用品支給事業（おむつ）

内 容 重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に、紙おむつなどの介護用品を支給します（月額9,000円（税抜）以内）。

対 象 次に掲げる要件を全て備えている方を現に介護している家族。なお、要件を備えている方がひとり暮らしの場合は、本人に支給することもできます。

- ①市内に住所を有する在宅の高齢者であること（介護保険施設に入所している方を除く）
- ②失禁状態にあり、常時おむつを着用する必要があること
- ③要介護3、4、5のいずれかであること
- ④市民税非課税世帯に属すること

費 用 無料

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

家族介護慰労金支給事業

内 容 重度の要介護高齢者を在宅で介護している家族に、介護をしたことの慰労として年額10万円を支給します。

対 象 次に掲げる要件を全て備えている方を、申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間介護してきた家族（市民税非課税世帯に属する方に限りま）のうち、主に介護にあたった方

- ①市内に住所を有する在宅の高齢者であること
- ②申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間以上要介護4または5であること
- ③申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間以上市民税非課税世帯に属すること
- ④申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間以上介護保険のサービス（年間7日間までのショートステイの利用を除く）を受けていないこと
- ⑤申請日の属する月の前月末日からさかのぼって過去1年間に、介護保険施設以外の病院などへ90日以上長期入院をしていないこと

支 給 額 10万円

問い合わせ 各地域の在宅介護・地域包括支援センター（12～14ページ参照）
高齢者支援課 相談支援係 ☎ 60-1846

サロン・交流会



日頃の悩みや体験談を介護者同士でゆっくり懇談。

リフレッシュ



軽い運動をして、ちょっとした気分転換。

講演会・勉強会



介護に関する知識や技術を身に付けます。

●不定期 年4回開催 13:00~15:00
『カイゴの話』～学びと食とおしゃべりと～
「講義」「試食」「情報交換」3本立ての、五感を刺激する介護者教室です！介護者の皆様が主体的に参加できる取り組みを通して、ワクワクと癒しをお届けします。

【連絡先】
高齢者総合センター 在宅介護・地域包括支援センター
武蔵野市緑町2-4-1 ☎ 0422-51-1974

高齢者総合センター
在宅介護・地域包括支援センター



●毎月第4木曜日 13:30~15:00(日時変更の場合あり)
介護者教室『だんだん畑』
介護についてみんなで考えながら、だんだんつながっていきましょう。

【連絡先】吉祥寺ナーシングホーム
在宅介護・地域包括支援センター
武蔵野市吉祥寺北町2-9-2
☎ 0422-20-0847



吉祥寺ナーシングホーム
在宅介護・地域包括支援センター



●偶数月第2土曜日 10:00~11:30
『介護家族のひろば』
介護にまつわる悩み、心配、疑問など、アドバイザーの方と一緒に考えていきましょう。

【連絡先】
テンミリオンハウスくるみの木
武蔵野市中町3-25-17
☎ 0422-38-7552



●奇数月第4土曜日(年6回) 13:00~15:00
『カフェ♥君の名は』
ピアノの演奏を聴きながら、歌・おしゃべりを楽しみませんか？認知症や介護の悩みなど、ご相談できます。

【連絡先】
ゆとりえ在宅介護・地域包括支援センター
武蔵野市吉祥寺南町4-25-5
☎ 0422-72-0313



ゆとりえ
在宅介護・地域包括支援センター

●毎月 第2金曜日 14:00~15:30
『十色 Cafe』
介護と認知症の“ちょっと相談”ができる憩いの場。お茶を飲みながら情報交換や相談ができ、ミニ講座も楽しめる、誰でも安心して立ち寄れるカフェです。

【連絡先】
吉祥寺本町在宅介護・
地域包括支援センター
武蔵野市吉祥寺本町4-20-13
☎ 0422-23-1213



●偶数月第1日曜日(変更の場合あり) 13:30~15:30
『暮らしの保健室 mini』
医療・介護・健康について気軽に相談できる場です。グループでの交流の他、看護師との個別相談も受けられます。吉祥寺東コミセンと本宿コミセンにて交互に開催します。運営:暮らしの保健室 mini 実行委員会

【連絡先】ゆとりえデイサービスセンター
武蔵野市吉祥寺南町4-25-5
☎ 0422-72-0312
yutorie-day@fuku-musashino.or.jp



市役所
地域包括支援センター

緑町

吉祥寺
北町

中町

吉祥寺
本町

御殿山

吉祥寺
南町

吉祥寺本町
在宅介護・地域包括支援センター